

## 令和 5 (2023) 年度帰国生入試出願資格 (注 5) に関する特記事項

「今年度に限り、(3)～(6)の出願資格を満たさないことが、新型コロナウイルス感染症の影響によるものと本校が判断した場合には、出願が認められることがありますので、別途ご相談下さい。」に関連して、以下のように対応いたします。

最終的に、保護者の方の勤務先(または在籍校)が作成した「**新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う早期帰国または出国遅延の旨を証明する文書(自由様式)**」の原本(公印等があるもの)を、1月に出願に伴う提出書類と一緒にご郵送いただきます。

ご証明いただく内容につきましては、①本来の滞在予定期日、②滞在国の新型コロナウイルス感染症拡大の影響、③受験生および保護者の帯同する海外在留期間が2年間(24か月)に満たない期間が②によるものであるということの3点です。

本件に該当する可能性がある場合は必ず事前に、

kikoku@gakugei-hs.setagaya.tokyo.jp までメールでお問合せ下さい。

その際に、郵送する予定の「新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う早期帰国または出国遅延の旨を証明する文書(自由様式)」をPDFで添付してお送り下さい。

※本件は生徒募集要項配付以前にお電話等でお問合せいただいた場合も、令和4(2022)年10月3日(月)から12月16日(金)までに、前述文書を添付のうえ、改めてご連絡を下さいますようお願い致します。

なお、今年度に限って、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う早期帰国または出国遅延であっても、令和4年3月の時点で、日本帰国後24か月以上経過している、または、海外在留期間12か月未満に該当する場合は、帰国生入試の出願資格を満たしません。その場合も、一般中学生としての出願は可能です。